

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 公印の廃止 (私学文書課) 一
- 公印の改刻 (同) 二
- 指定管理者の管理業務の一部停止 (自然保護課) 三
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) 三
- 道路の供用開始(二件) (道路課) 三
- 土地区画整理組合の理事についての届出 (都市計画課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (情報システム課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 六
- 宮城県指定有形文化財の指定 教育委員会 六

告 示

○宮城県告示第四百十四号
次のとおり公印を廃止した。
平成二十四年五月一日

宮城県知事 村井嘉浩

名称

種類

用途

印

影

廃止年月日

宮城県仙台 塩釜港湾事 務所長之印 塩釜支所 用	宮城県気仙 沼地方振興 事務所長之 印 水産漁 港部用	宮城県知事 職務代理人 印 気仙沼 地方振興事 務所水産漁 港部用	宮城県知事 印 気仙沼 地方振興事 務所水産漁 港部用
地方機 関 印	地方機 関 印	知事職 務 印	知 事 印
一般文書 用	一般文書 用	地方振興事 務所水産漁 港部用	地方振興事 務所水産漁 港部用
			
平成二十四年 三月三十一日	平成二十四年 三月三十一日	平成二十四年 三月三十一日	平成二十四年 三月三十一日

○宮城県告示第四百十五号

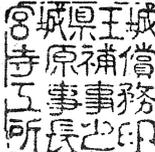
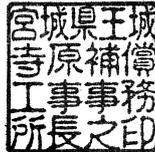
次のとおり公印を改刻した。

平成二十四年五月一日

宮城県知事 印	名称
知事印	種類
一般横書 文書用	用途
旧	新
	
	印影
	使用開始年月日
	平成二十四年 四月一日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県気仙 沼地方振興 事務所現金 取扱員之印 水産漁港 部用	現金取扱 印
	地方機関用
	
	平成二十四年 三月三十一日

宮城県気仙 沼土木事務	宮城県王城 寺原補償工 事事務所長 之印	宮城県仙台 地方振興事 務所長之印
地方機 関	地方機 関 印	地方機 関 印
一般文書用	一般文書用	一般文書用
新	旧	新
		
平成二十四年	平成二十四年 四月一日	平成二十四年 四月一日

所長之印	長	印
旧		
		
四月一日		

○宮城県告示第四百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。

平成二十四年五月一日

一 公の施設の名称

宮城県民の森

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定管理者の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

宮城県民の森の管理の業務のうち中央記念館、森林学習展示館（一号館）、森の学び舎展示棟

三 管理の業務の停止の内容

を一般県民の利用に供する業務の停止

四 停止の期間

平成二十四年四月一日から平成二十四年六月三十日まで

○宮城県告示第四百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十四年五月一日

一 家畜伝染病の種類

ヨ一ネ病

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 畜種

牛（ホルスタイン種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

蔵王町

五 発生日月

平成二十四年四月十九日

六 患畜の取扱い

法令級

○宮城県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路路の	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
一般国道	三百九十八号	牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿一六番一地从先から同郡同町浦宿浜字小屋ノ口一四三番七地从先まで	平成二十四年五月一日
県 道	石巻女川線	牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿一六番一地从先から同郡同町浦宿浜字小屋ノ口一四三番七地从先まで	平成二十四年五月一日

○宮城県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路路の	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
県 道	釜谷大須雄勝線	石巻市雄勝町立浜字寺下一一番一地从先から同市雄勝町大浜字袖浜一四番一地从先まで	平成二十四年五月一日

○宮城県告示第四百二十号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十四年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取市愛島東部第一土地区画整理組合

二 事務所の所在地

名取市愛島笠島字野田二十九番地十三街区八画地

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

渋谷 正志 名取市愛島笠島字市四番地の三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県庶務業務支援システムに係る保守・運用等業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十四年七月一日から平成二十五年十二月三十一日

4 履行場所 宮城県庁庁舎内ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 次に掲げるいずれかの試験又は当該試験と同等と認められる資格試験の合格者又は同等の資格保有者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。

(一) 情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令(平成十九年経済産業省令第七十九号)による改正前の情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成十九年通商産業省令第四十七号)

(以下「改正前省令」という。)(二)の表の上欄に掲げるアプリケーションエンジニア試験

(一) 改正前省令の表の上欄に掲げるソフトウェア開発技術者試験

9 富士通製「KNOWLEDGE」庶務業務V2のパッケージソフトについて、開発又は過去五年以内に当該ソフトを使ってカスタマイズ業務を行った実績があること。

10 本業務に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けた者であること。

11 業務を共同して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体(以下「企業連合」という。)(一)にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) 全ての構成員が2に該当し、かつ1及び3から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から10までの要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

12 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年五月二十二日(火)午後五時までに申請すること。ただし、郵送による場合は、書留にて平成二十四年五月二十一日(月)までに必着のこと。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(二)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

らはじめ紙入札参加承認を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報システム課システム管理班(電話〇二二・二二一・二四七六)

3 入札説明書の交付期限

平成二十四年五月十六日(水)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十四年五月十五日(火)まで2あて必着のこと。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上、電子調達システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

イ 入札期間 平成二十四年六月四日(月)午前九時から平成二十四年六月十一日(月)午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十四年六月十一日(月)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合 配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年六月十二日(火)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 震災復興・企画部情報システム課

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者及び三・四の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載する(以下)。
- 6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた入札者を落札者とする。
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とする事の有無 無
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となつた時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- 11 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Service (s) to be Procured : Maintenance and operation of general affairs business support system for the Miyagi Prefectural Government, 1 set
- 2 Period of Contract : July 1, 2012 ~ December 31, 2013
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Offices and other locations
- 4 Deadline for Bid : Wednesday, June 11, 2012, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Information : Information System Division, Earthquake Disaster Restoration And Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2476

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十四年五月一日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県松島町高城字反町三二十六番一、二十七番、二十八番三及び三十番三並びに二十三番一、二十四番一及び二十五番一の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
愛知県稲沢市天池五反田町一番地
株式会社サークルKサンクス

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十三号

文化財保護条例(昭和五十年宮城県条例第四十九号)第三条第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を県指定有形文化財に指定する。

平成二十四年五月一日

宮城県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
有形文化財 (考古資料)	皮袋形土器 上ノ原遺跡出土	一箇	仙台市	仙台市
有形文化財 (考古資料)	土偶 蔵王町鍛冶沢遺跡 出土	一箇	仙台市	仙台市
有形文化財 (考古資料)	野川遺跡出土品	一括	仙台市	仙台市